

平成27年6月12日

文部科学大臣 殿

国立大学法人福岡教育大学

監事 守高滋夫
監事 木原全祐

監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人福岡教育大学の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における学長及び理事の職務執行及び業務全般について監査いたしました。その結果について、以下のとおりご報告いたします。

1. 監査の方法の概要

当期の監査計画等に従い、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員、内部監査部門をはじめ各部門から業務の処理、執行状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し主要な部門の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、法令に適合し、国立大学法人福岡教育大学の財務状況を正しく示していると認めます。
- (3) 決算報告書は、国立大学法人福岡教育大学の決算の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人福岡教育大学の業務運営の状況を適正に示していると認めます。
- (5) 国立大学法人福岡教育大学の業務は、法令等に従って適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認めます。
- (6) 学長及び理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他国立大学法人福岡教育大学の業務の適正を確保するための体制は正しく整備、運用されていると認めます。
- (7) 学長及び理事の職務遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは規定に違反する重大な事実は認められません。
- (8) なお、業務における是正又は改善すべき事項は、期中の監事監査結果報告書に記載しております。